



## 税務情報

### 国税庁 — 保険契約等に関する権利の評価に関する所得税基本通達の解説を公表

使用者が役員又は使用人に対して、低解約返戻金型保険等に関する権利を支給した場合における支給時の評価方法を改正する所得税基本通達が 6 月 25 日付で発遣され、同改正通達は 7 月 1 日以後に行う低解約返戻金型保険等に関する権利の支給について適用されています<sup>(\*)</sup>。

<sup>(\*)</sup> 改正通達の概要は、[e-Tax News No.239「国税庁 — 保険契約等に関する権利の評価の取扱いを定める所得税基本通達を改正する通達を発遣」](#)(2021 年 6 月 29 日発行)にてお知らせしています。

国税庁は 7 月 9 日、この改正通達に係る以下の解説を公表しました。

#### ■ [保険契約等に関する権利の評価に関する所得税基本通達の解説](#) (PDF 128KB)

この解説では、たとえば以下の内容が明らかにされています。

- 改正通達は、使用者が役員又は使用人に対して保険契約上の地位（権利）を支給した場合におけるその地位（権利）の評価方法を定めたものであるが、ここでいう使用者は、法人だけでなく個人事業者も含まれる。また、法人が他の法人に名義変更を行うなど、法人が他の法人に保険契約上の地位（権利）を移転した場合におけるその地位（権利）の評価についても、この改正通達に準じて取り扱うこととなる。
- 改正通達により、支給時資産計上額で評価することとなる保険契約等は[法人税基本通達 9-3-5 の 2](#)（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）の取扱いの適用を受けるものに限られるため、[法人税基本通達 9-3-4（1）](#)（養老保険に係る保険料）と[法人税基本通達 9-3-5 の 2](#)の取扱いの選択適用が認められている組込型保険については、使用者が継続して[法人税基本通達 9-3-4（1）](#)の取扱いにより支払保険料を処理している場合には、改正通達の対象とならず、支給時解約返戻金の額で評価することとなる。
- 改正通達における支給時資産計上額は、使用者が支払った保険料の額のうち保険契約上の地位（権利）の支給時の直前において前払保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額とされている。この金額につ

いて、使用者が年払保険料を期間対応で処理する場合と短期の前払保険料として処理する場合（[法人税基本通達 2-2-14](#)）で金額が異なることとなるが、支給時資産計上額は、使用者が選択した経理方法によって資産に計上している金額として差し支えない。

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.